

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	桂川・支川対策特別委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 池永
日 時	平成29年12月19日(火曜日)	開 議	午後 2 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 20 分
出席委員	◎西口、○木曾、竹田、菱田、馬場、藤本、(湊議長)		
出席理事者			
出席事務局	片岡局長、池永主任		
傍聴者	市民1名	報道関係者1名	議員一名

会 議 の 概 要

1 4 : 0 0

1 開議（西口委員長あいさつ）

（事務局日程説明）

2 案件

桂川上流圏域河川整備計画（原案）について

<西口委員長>

桂川上流圏域河川整備計画（原案）については、12月8日に土木建築部から行政報告を受けたところである。その中で、同計画がパブリックコメントを経て、今後、計画として決定されていくことを鑑み、京都府に意見を伝える場を設定すべきとの意見があった。その意見を踏まえ、来週26日には京都府との意見交換会の場を設定することとなった。

本日は、その意見交換会の前に、委員のみで協議を行い、この計画についての皆の意見を共有し、委員会としての意見をまとめていきたいと考える。桂川上流圏域河川整備計画（原案）について、修正すべき箇所等、意見は。なお、支川が7川しか記載されていない。それだけでよいのかを含めて意見を。

<湊議長>

P10、亀岡工区のところで「平成11年度に完了した」とある。一定のことはされたと思うが、完了したという文言は適正ではないのでは。「一部完了した」なら分かるが、終わっているわけではない。

<西口委員長>

その通りであり、指摘すべき内容である。その方向でよいか。（了）

<藤本委員>

P13、「桂川には…平成25年9月台風18号の洪水により、広範囲に農地や家屋の浸水被害が発生した」と、その後の「…平成21年度に当面計画の河川改修が完成したことにより、…安全に流下させることができるようになった

た」との関連がおかしいのではないか。平成21年以降は安全になったとしているにもかかわらず、平成25年に広範囲な浸水被害が発生している。

また、その後「亀岡地区の堤内地に度重なる浸水被害をもたらしており、重点的に整備を進めていく必要がある」としながら、下では「桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏において甚大な浸水被害が生じるおそれがある。そのため、引き続き上下流バランスを確保しながら河川整備を実施する必要がある」としている。ということは、もともと亀岡は遊水地になっていて、この計画自体が下流の大都市圏を守るために作られているという読み方になる。それはちょっとおかしいのではないか。計画自体が最初から下流域を守るために整備されているという感がある。

さらに、「貯留浸透施設等の整備など総合的な治水対策について検討する必要がある」としているが、貯留浸透施設は今まで出てきたことがないし、計画もされていない。もしこのようなことを書くのであれば、どこにいつまでに何をどうするのかを明記しなければ、机上の空論のようである。実際にそのようなものができるのか。きちんと明記されなければ信用できない。

<西口委員長>

その通りである。霞堤は昔から都を守るために遊水地として存在したが、遊水地といえども我々の資産である。資産に対し、軽々しく遊水地という言葉を使っている。霞堤は、強制的に犠牲にさせる思いをもった人工的な工作物であると認識している。河川整備が下流からというのは当然であるが、今までしてこなかった行政にも大きな責任がある。26日の時には、今藤本委員が言われたことはきちんと伝えられたい。

伊賀市の上野では、補償を受けて遊水地と呼ばれている部分がある。亀岡とは全く違う。亀岡は今まで当たり前のようにされてきた経過がある。もっと強い言葉で提言、もしくは意見書を出していくべきである。これを書かれると、当たり前のように遊水地という言葉を利用して、亀岡はいつまでも水に浸かっておけとされているように受け止める。

<竹田委員>

「整備計画」という中で、例えばP13「治水の現状と課題」で、方向性は検討していくとされている。整備計画という冊子の中でのことと、我々の思っていることは、どのようにすみ分けして整理していったらよいか。

<西口委員長>

今日まで半世紀以上、下流の整備を要望活動してきた。下流から整備するのが基本だと我慢してきたが、いまだに嵐山周辺では景観が第1だという言葉が出るのが心外である。観光客に見栄えが悪いから重機を入れさせず、整備促進させなかった経過がある。上流と下流が心を1つにして初めて河川の整備促進につながるにもかかわらず、下流の京都市は嵐山の景観・観光だけを常に口に出して言っている。今年も言われた。そういう現実がある中、今までどおりの生易しい言葉遣いではなく、強い意志を示さねばならない。

<木曾副委員長>

本会議でも質問したが、この30年の計画は、例えば下流域の国の治水対策が完成しても、10分の1から20分の1の治水安全度しか確保されないということを書いているようなものである。そもそもこんなことを計画することが間違っているのではないか。河道掘削が50%しか進んでいない中、整備のネックである嵐山地区の具体的な整備方法は、いまだに検討中であり、これから協議していくということ

である。そのような中、こういう計画を立てていくのは矛盾している。計画があって、嵐山をこういう方向で進めるといふのなら分かるが、「これから検討していく」と言っているのは問題である。嵐山の緊急治水対策が完了したとしても、亀岡地区は10分の1か20分の1しか治水対策が進んでいかない。概ね30分の1の対策を進めることになっているとあるが、そのためには多くの費用がかかるのではない。従って、嵐山を始め下流の国直轄の整備が進まなければ、亀岡地区は現状の概ね10分の1程度の状況が延々と続くのではない。霞堤を締めることなど皆無になるのではない。嵐山の計画をここにきちんと盛り込んで初めて霞堤を締めていけるような状況になるのではない。そこを亀岡としてしっかりとっていかなければならない

<馬場委員>

何ページか。

<木曾副委員長>

前回配付資料の資料2「下流直轄区間の進捗に合わせた上流桂川本川の段階整備について」である。

<西口委員長>

おっしゃるとおりである。議員になってからずっと要望活動に参加してきた。ようやく今年行った要望の時、国土交通省近畿地方整備局は、嵐山の4項目を実施すれば上流の霞堤を全て締め切れるとははっきりと言っている。府は本当にこれを受けて計画を立てたのか疑問である。渡月橋の左岸側に上流側80センチ、下流側60センチのパラペット（擁壁）を立ち上げ、それができたら霞堤を1メートル上げることができると国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が明言している。霞堤が1メートル上げられる状況の中、それを工程にどう盛り込んでいくのかが計画に全く明記されていない。このことについては申し入れすべき案件である。

<馬場委員>

河川整備計画の文言そのものを変えたからどうという話ではなく、全体の企画的な中身で意見をまとめて出さねばならない。P14、1行目「本圏域の支川の河川整備状況は…京都府全体の整備率…に比べて低い水準である」としているが、なぜ低いのか、どうすれば前進するのかが書かれていない。低くなった原因は何で、それを前進させるにはどうしたらよいのか、文言の中でしっかりと反映させるよう改善すべきである。

また、P18、「保津川かわまちづくり計画」が紹介されているが、いつ策定されたか年月日をきちんと入れておくべきである。

<木曾副委員長>

P19、「洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の3行目に「昭和28年台風13号洪水…への対応を目指した整備を進める」とある。この整備を進めようとすれば、ステップ3まで進まなければ昭和28年のところまで到達しない。そのような中、その他の河川について「こういうことを進める」というのであれば分かるが、「関係機関と連携を図る」となっている。また、最後の部分では「総合的な治水対策を推進する」とあるが、総花的であり、評論家が話をしているようである。P19については異論がある。

<西口委員長>

当然指摘すべき案件である。

<藤本委員>

P19、「本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする」とされているが、雑水

川が10年経っても改修が完了しない中、昭和28年台風13号洪水に対応すると言われても、その頃には生きていない。もし30年計画とするのであれば、これを5年ごとの6期に分けて、1期にはどこまでを整備するのか、また、単年度計画を立てて、できない場合はどうするのか等、もう少し現実味のある話にしなければならない。「堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める」とあるが、どこをいつまでにするのか明確なことを書かなければ、計画が前に進まない。もう少し信憑性のある、誰が見ても納得できるようなものでないと、概ね30年間の計画だと言われても、何をいつまでにするのか全く見えて来ない。

<木曾副委員長>

P19、「洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の5行目に「支川の整備計画の目標は…安全に流下させることを目指すこととするが」…「圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である」としている。支川の整備は困難だとしている。このようなことを文章に書かれると困る。

<西口委員長>

ようやく嵐山の4つの項目を整備するところまできた。そんな状況の中、このような文言はどうか。この言葉は変える必要がある。

<馬場委員>

高知県等は河川整備の時に、必ず「時間雨量何ミリ対応、日雨量何ミリ対応の河川を作ります」とする。京都府は一貫して出ていない。上桂川は何ミリ対応なのか最初に聞いていただきたい。

<藤本委員>

P19、下から3行目に「関係市と連携しながら、計画的な河川整備」と明記しているが、本市の要望をどこまで実現してくれたのか。何もしていないのではないのか。この計画自体が要望に基づいて作られたのか。

<菱田委員>

文言の整理も必要であるが、亀岡市議会としての思いをはっきりと相手に示すことが大事である。根本的にこちらの委員会の思いと違う部分の整理が必要なのではないか。

<西口委員長>

26日の意見交換会で亀岡市の思いをしっかりと伝え、伝えるだけではなく反映させることが必要である。反映させても、常に行政は予算がないと言うが、一番即効性があるのは堆積土砂である。堆積土砂は断面積の1割という決め方をしているが、私が子どもの時から考えると、堆積して川底の高さが変わっている。行政は今の状態を当たり前のように思っているがとんでもない話である。断面積の1割ということも見直すべきである。先日、霞堤のレベルを鑑みて断面積を考えているのか質問したところ、「それは考えている」という答えであったが、とんでもない話である。川底が昔とはまったく違う高さになってしまっている。行政と我々の認識が全く違う。遊水地は本来、河川内でするのが当たり前の話で、田畑や宅地まで浸水させて遊水地と呼ばれるのはおかしい。そのことも当たり前のようになっている。今の行政の担当者は、今の川を見て判断する傾向にある。断面積の1割というのは見直してもらうべきである。下流の犠牲になってきており、本来は、下流側が上流側に対して何らかの形で補償するというのが当然であり、そのような認識もさせる必要があるのではないのか。

<湊議長>

おかげさまで、宇津根橋上流の浚渫予算が付き、堤防の調査も入ることとなった。地元の人に聞くと以前は竹藪もなく河原林町が見えていたとのことである。それだけ状況が変わっている。堤防の工事を以前してもらっているが、今の土木事務所の担当者は、どのような工事をしたのか資料を調べても出てこない、分からないとのことである。こちらの認識と差がある。

また、P 34～35、現在、千々川を国道から線路側まで改修しており、かなりの広さの川になる。これはよいのだが、千代川町高野林地区で区画整理が始まる。事業認可され、本来は今年の11月頃からスタートしたかったのだが、下流説明会をされたところ、あまりにも下流が今冠水している状況なので、水を流すのはもってのほかであり、そこを改修してから工事を進めてほしいということで止まっている。この前も京都府に来てもらったが、我々が言っているのは、高野林の住宅街が50軒ほど開発された際、都市計画審議会でも絶対に下流に流したら困ると言ったところ、千々川に水を流した。その例があるので、高野林の区画整理の水も千々川に流すように言った。大きな川になるので余裕があるはずだと言った。しかし京都府は、流域計画を変更しなければならないので無理だとの一点張りである。無理なら無理で下流が納得できる案を出すように言ったが、京都府は出さない。今の話は一例であるが、支川についてそのようなこともあるので、この際、きちんとっておかねばならない。

<藤本委員>

P 26、雑水川について、「概ね10年に1回程度…安全に流下させる」とあるが、ここ10年で何回床上浸水しているのか。まだ10何年かかるという計画はどのようなのか。10年経っても川1本直せないようでは困る。

資料2、直轄区間は国の整備で170億円についているが、府では予算が確保されておらず、いつまでたってもお金がないといって前に進まない。堆積土砂についても、30年計画で整備しても10年に1回大きな台風が来れば、また堆積するに決まっている。この緊急対応をどうしていくかについて何も触れていない。本当にこれが実行されるのか心配である。

<西口委員長>

今回新しく雑水川の左岸側の築堤に、わざと浸水させるための120メートルの霞堤を京都府が新たに作った。霞堤を拡大させるとは何事だと、怒りをもって期成同盟の委員長が言われていた。我々の要望活動に反したことをしている。このような現状がある。京都府の認識が全く我々と違う。水がついて当たり前のような感覚でいるのは許せないという思いである。

そのようなことを含めて、この間の一般質問で強く言おうと準備していたが、時間の関係で割愛した原稿を配付する。

(別紙文書朗読)

こういう思いでいることを京都府に伝えたいと考える。それを含めて意見は。

<木曾副委員長>

まったく亀岡の状況を反映しない整備計画が策定されようとしている。26日に京都府と協議する場があるが、しっかりと府の考え方を聞き、意見交換せねばならない。次の26日に意見をぶつけ、中身を整理し、京都府に対し、きちんとした形で文書等を出すべきだと考えるがどうか。

<湊議長>

南丹土木事務所は、所長を含めて認識が甘い。あまりにも温度差がある。このような文書を作って出すようにしなければ、意見を言い出したらきりが無い。

<西口委員長>

議長が言われるように、何らかの書面をもってするべきだという思いはしている。書面の内容は、今たくさん出た意見を全て挙げてもしよいのではないかと認識させるという意味でも、ぜひやらねばならない。嵐山の4項目というところまで近畿地方整備局は言ってきているので、この時期がチャンスであり、言わねばならない時期である。今まではずっと思いやりのある言葉でやってきたが、相手にまったく思いやりがない。

<湊議長>

おっしゃる通りである。この前から要望に行っているが、国は全部知っており紳士である。近畿地方整備局も一生懸命やらねばならないというスタンスである。府の課長もやらねばならないという認識である。しかし、後がだめである。皆が分かってくれているわけではない。

<木曾副委員長>

南丹土木事務所の認識を変えさせないと、南丹土木事務所が本庁に違う説明をしたら、京都府はそれでよいのかという話になってしまう。亀岡市がこれだけ要望しているのに、南丹土木事務所はなぜそのような認識なのか。ここを変えねばならない。

<西口委員長>

南丹土木事務所も所長が替わった。国土交通省も近畿地方整備局も替わっていた。毎年同じことを言っているが、言い続けないと、替わったら認識が全部変わる。強い文言で整理してまとめたい。すぐにはできないが、案文を考え、目を通してもらって渡せるようにしたい。

<竹田委員>

淀川河川事務所の副所長の「景観」という言葉が新聞に載っていたが、それは違うということを強く言っていただきたい。また、堆積土砂はすぐとっても大きく影響しないことであり、そこは落としどころのような形で、目に見えるような形でできるようなことを入れていただきたい。

<馬場委員>

南丹土木事務所の対応は、機構改革の影響が大きいのではないかと。以前、亀岡に土木事務所があった時は、危険なところがあったら、議員が来るか土木事務所の職員が来るか、どちらかが先であった。ところが、この間、別院で路肩が崩れたと住民に聞いて行ったら、つい先ほどきてコーンを置いて行ったとのことである。直しに来るのはそこから2週間後とかである。少なくとも命に関わる部分は拠点化するのではなく、現場にきちんと体制をもっておかねばならない。保津川で何かあった時に、以前はすぐに土木事務所が来たのに、この間、全然来ないということも聞く。あまり踏み込んだ形では言えないかもしれないが、現場にきちんと配置するということは入れていただきたい。

<木曾副委員長>

山本浜のカメラもそうである。台風が来るのが分かっていたが故障していた。住民から言われて初めて行って、投光器で照らしたが全然映らない。雨の中、職員を2人も行かせて、もっと前に点検しておくべきである。点検していなかったとのことである。他のカメラも7台あるが、点検していないのではないかと。本当に危険な時に見られないことが起きるのではないかと。

<西口委員長>

12月上旬に見られるようになった。私が共有林の代表者になっている関係で、11月に電話がかかってきて、電波が届きにくいところがあるので、枝払いをさせて

ほしいという依頼があった。以前は見にくかったが、今は保津橋のカメラと同じように見られるようになった。

<木曾副委員長>

その時に対応してくださったのが白波瀬室長である。しかし、大型台風が来ており、亀岡市は市長以下、警戒態勢でいるにも関わらず、南丹土木事務所長が現場におらず、帰っているとのことである。そのような危機管理のあり方はどうなのか。日吉ダムもあり、いろいろな部分がある。南丹がどういう地域なのかよく分かっているはずなのではないか。

<西口委員長>

人の命がかかった問題を軽く扱ってもらったら困る。

<藤本委員>

支川・本川を含め、住民の意見をどれだけ反映した計画になっているのか。非常に疑問を感じる。

<木曾副委員長>

実際に京都府は進めており、今日から1月9日までの間、インターネットで意見を聴収している。だめならだめとはっきり言わないと、意見を聴くだけ聴いて、このような状態で進められてしまっては困る。ガス抜きで終わることを危惧する。26日に言わなければならない。

<西口委員長>

意見書にするのか、要望として出すのか。早々にでも出さねばならないのではないかな。

<菱田委員>

書いたものをきちんと相手に渡し、次からは「ここに書いてあるこの項目はどうか」というように、ずっと言い続けていくことが大事ではないか。亀岡市議会としての思いをはっきり文書で突きつけるほうがよいのではないかな。会議でいくら言っても、相手がころころと替わることもある。

<西口委員長>

おっしゃる通りである。文書で26日に提出できるかな。

<事務局主任>

本日の会議の内容を早急にまとめるが、26日より前に内容を見ていただく機会が要るのではないかな。

<西口委員長>

そうしたら文書で出すこととする。意見書でよいか。意見書の提出期限は終わっているのか。

<事務局主任>

明日の10時までである。

<湊議長>

意見書を出したらよいのではないかな。

<木曾副委員長>

この計画は4月1日からスタートするのではないかな。早く出す必要がある。

<西口委員長>

大まかなものだけ出しておいて、内容については協議するということでどうか。

<事務局主任>

意見書は明日の10時が提出期限となっている。平成25年11月に「一級河川桂川及び支川の治水対策早期実現を求める意見書案」が特別委員会から出されている。

参考までに配付してよいか。

<西口委員長>

配付を。

[事務局主任 資料配付]

<西口委員長>

ここにはない部分で、今出た意見をまとめて入れて行ってはどうか。

<事務局主任>

前段の現状部分を現在の状況に合うように変更し、「記」以下の具体的な要望のところは、本日出た意見を踏まえて正副委員長でまとめることでどうか。

<西口委員長>

内容が重ならないようにしてまとめていく。意見書を提出することでよいか。(了)

3 その他

<西口委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

今回は26日(火)午前10時から市役所別館3階会議室にて京都府との意見交換会を行っていただく。なお意見交換の取扱いとは昨年と同様、参考人制度に基づくものでなく、委員派遣による所管事務調査の一環として、行政視察などと同様の位置づけで行うこととなる。従って、京都府としての公式な見解を求めるものではなく、実質的な意見交換を深めることを趣旨とするものであることから、非公開で対応いただくことで調整しているので、ご了解願う。

<西口委員長>

本日の午前中の産業建設常任委員会で、田んぼダムのことについて検討すべきだということとなった。桂川・支川対策特別委員会にも関係のあることであり、一緒に取り組むべき案件である。常任委員会の流れも鑑みながら、特別委員会でも田んぼダムを研究し、何とか実施できるように、自分たちの身を守る対策の1つとして、下流に流さないという意味ではなく、わがまちの水害防止として考えていきたい。

<木曾副委員長>

よいことである。京都府に対しても、一方的に要望を行うのではなく、我々もこういう対策まで考えているという姿勢を示していくことが必要である。

<西口委員長>

我々が要望に行ってもそのようなことを言えれば、より一層効果が出てくるのではないかと考える。そのような形で検討していく方向でよいか。(了)

<西口委員長>

意見書について、再度委員会を開く必要があるのか。

<事務局主任>

正副委員長一任とし、メール等で確認していただく方法も考えられる。もちろん委員会を開いてもよい。

<西口委員長>

意見書は正副委員長で整理し、案文が分かるように明示していく。

<藤本委員>

26日は直接別館へ行くのか。

<事務局主任>

直接別館にお願いします。
＜西口委員長＞
早めに集合願う。

～ 1 5 : 2 0